

令和6年7月31日招集

7月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和6年度7月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年7月31日(水) 午後2時30分から午後2時57分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (35人)

農業委員

1番	首藤正男	2番	田村良雄	3番	若林清廣
4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
7番	成田誠一	8番	平野榮治	9番	阿部信行
10番	佐藤英一	11番	高橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
4番	別所正幸	5番	長井範親	6番	笠原綱生
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司		

4 欠席委員 (1名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第22号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第23号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第25号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第26号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度7月定例総会を開会いたします。</p> <p>(取り下げ案件について)</p> <p>本日の欠席者はありません。新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、15番 平原 大悟委員、16番 本間 雄一委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第22号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第23号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について</p> <p>議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>本日取下げの案件がありましたので、地区別審議件数及び正誤表を机上配布させていただきました。</p> <p>いずれも中央地区の案件で、4条許可申請で1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願で1件の取下げがあったものです。</p> <p>それでは、本日配布いたしました議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で2件、中央地区で1件、秋葉区で1件、西区で1件、西蒲区で5件の計10件です。</p> <p>次に議案第22号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で3件、中央地区で6件、秋葉区で1件、西区で1件の計11件です。</p> <p>次に議案第23号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で1件、西蒲区で2件の計4件です。</p> <p>次に議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、中央地区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は26件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の6件は、去る7月29日に審査を行いました。</p> <p>最初に、議案第27号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」「北2号」はいずれも規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第22号 農地法第5条許可申請についてです。</p>

<p>議 長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>9ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」、「北2号」は、農地を売買によって取得し、それぞれ露天駐車場、露天車両置場に転用するもので、農地区分は第2種農地です。排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>「北3号」も農地を売買によって取得し、宅地への乗入れ通路に転用するものです。農地区分は第1種農地ですが、隣接宅地と一体利用するものであり、周辺農地には影響はありません。</p> <p>続きまして、議案第23号 事業計画変更承認申請についてです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農業用施設の設計変更があったため、一時転用期間を延長するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件、第5条許可申請3件、事業計画変更承認申請1件についていずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の9件は、去る7月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、は、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第22号 農地法第5許可申請についてです。</p> <p>10ページ、11ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は賃借権を設定し、ドライブイン建築敷地に転用するものです。</p> <p>「中2号」、「中6号」は使用貸借権の設定により、「中3号」、「中4号」、「中5号」は売買により、将来設計を考え個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>「中1号」から「中6号」まで、いずれも、農地区分は第3種農</p>
---------------------------	--

	<p>地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第23号 事業計画変更承認申請についてです。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、天然ガス生産施設敷地としての一時転用期間を延長するものです。</p> <p>続きまして、議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、相続税の申告の際に、申請地の納税猶予を受けるため申請に至りました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、第5条許可申請6件、事業計画変更承認申請1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
秋葉区部会長	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の2件を、29日に審査いたしました。</p> <p>議案第27号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲渡人の申し出により隣接耕作者へ贈与するものです。</p> <p>続いて、議案第22号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は3種農地に宅地分譲を目的で特定建築条件付売買予定敷地として申請したものです。</p> <p>以上2件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>

<p>西区部会長</p>	<p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>7月29日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」は、譲渡人の経営規模縮小と、譲受人の経営規模拡大により売買し、所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>議案第22号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、使用貸借権を設定し、JR消雪基地の改修工事に係る露天資材置場敷地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は農振農用地ですが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、同第5条許可1件、計2件は、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
<p>西蒲区部会長</p>	<p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の7件は、去る7月29日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第27号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>「蒲2号」は、共有名義の持ち分を譲受人に贈与することで、単有名義に所有権移転するものです。</p> <p>「蒲3号」は、譲渡人からの申し出により、贈与によって所有権移転するものです。</p> <p>「蒲4号」は、譲受人が住宅に隣接している農地で家庭菜園を営みたいと、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移</p>

	<p>転するものです。</p> <p>次に、議案第23号 事業計画変更承認申請についてです。議案書16ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」及び、「蒲2号」は、令和5年6月総会にて、大規模ハウス建設工事における露天資材置場及び駐車場、現場事務所として一時転用の許可がされたものです。</p> <p>その後、工事期間の延長により、令和6年7月31日までだった一時転用期間を、令和6年10月31日まで延長するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、事業計画変更承認申請2件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書9ページ、議案第22号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、議案書 15 ページ、議案第 23 号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書 17 ページ、議案第 24 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p> <p>農政振興係長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊 1 の議案第 25 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊 2 の議案第 26 号 新潟市農用地利用集積等促進計画 (案) に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第 25 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊 1 をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>資料の表紙をめくっていただいて、1 ページ、令和 6 年 7 月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区 1 件、南区 3 件、西蒲区 1 件、合計で件数 5 件、面積 24,917 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区 1 件、中央地区 1 件、南区 1 件、西区 2 件、西蒲区 5 件、合計で件数 10 件、面積 56,274 m²です。</p> <p>詳細につきましては、4 ページ以降となります。</p>

新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから11ページのとおりです。

次に、利用権の移転については、12ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。13ページ、令和6年7月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、南区190件、西蒲区12件、合計で件数202件、面積1,014,132㎡です。

詳細につきましては16ページから56ページのとおりです。

6月総会の際にも説明したとおり、南区・西蒲区の案件につきましては、令和6年作の耕作実態に合わせた形で、地域集積の取組が行われており、県農林公社との調整の結果7月の総会案件としても手続きを進めるものです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、57ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和6年8月15日からとなります。

引き続き、議案第26号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページ、2ページのとおり、南区で2件、西蒲区で2件、移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から7月3日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、3ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。

なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和6年9月27日

議 長	<p>からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議宜しく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第25号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、別冊1の議案第25号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
議 長	<p>次に、別冊2の議案第26号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長 14:57</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度7月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
